

交渉情報	NO.82	日本郵便信越支社 経営企画本部・人事部
JP労組信越地方本部	2023年2月7日	添付資料:2枚

「月の勤務日数計算方法」の変更に伴う共済掛金の精算について

日本郵便（株）信越支社経営企画本部・人事部は、本日（2月7日）「月の勤務日数計算方法の変更に伴う共済掛金の精算」について地方本部に説明してきました。

標記概要は、2022年10月1日の国共済拡大に伴い、本社人事部より10月以降の共済（短期）及び共済（介護）の掛金を決める標準報酬月額の基本となる「月の勤務日数の計算方法」が示された。それにより「月の勤務日数」が変わることで標準報酬月額が変更となり、共済（短期）及び共済（介護）を決める等級が変わることから、2022年10月～2023年1月分の共済（短期）及び共済（介護）の金額が差額精算されるものです。

月の勤務日数計算方法及び発覚の経緯については、別紙1支社資料を参照してください。

1. 対象局及び精算対象人数等

単独マネジメント局郵便・物流機能 25局 844名

局名	精算対象者	局名	精算対象者
長野南	5名	新潟中央	164名
飯山	14名	新潟西	72名
上田	101名	両津	45名
千曲	3名	大野町	15名
東御	10名	三条	33名
松本南	14名	燕	42名
松本	92名	加茂	15名
木曾福島	13名	巻	11名
塩尻	33名	新津	26名
豊科	10名	阿賀野	13名
飯田	60名	豊栄	22名
茅野	2名		
駒ヶ根	26名		
下諏訪	3名		

※単独マネジメント局郵便・物流機能社員については、局で修正する必要がある。

※単独マネジメント局窓口機能の社員及びエリアマネジメント局社員については、長野共通集約センターにて月の勤務日数を修正しており、清算対応不要。

※最大精算額（返納）13,752円

2 精算時期

2 月月例給与（2/24（金））で精算

3 再発防止策

本社からの情報を基に、郵便局で見落とす可能性がある部分を確認し、郵便局へ情報文書を送付し注意喚起を行う。

4 主なやり取り

（1）地本は共済（短期）および共済（介護）の掛金の清算について返納者と追給者の違いを求めました。

支社は返納者については「勤務日数の計算方法によって、月の勤務日数が増えた場合」、追給者については「実際の雇用マスターや労働条件通知を確認し、月の勤務日数が少なかった場合」としています。

（2）地本は精算対象者に対して責任ある管理者等が経緯も含め丁寧に説明するよう求めました。

支社は、地本からの意見を受け止め管理者等から別紙 2 を配布し、丁寧に説明することとしたことから「了」としました。

5 今後の対応

（1）2023 年 2 月 8 日（水）～15 日（水）までに精算対応発生局において、職場労使委員会の窓口で情報提供を行う。

（2）2023 年 2 月 16 日（木）～22（水）までに対象社員へ精算額等の説明を実施する。

【労使対応】 単局窓口